# 仕様書の主な比較事項(※スケジュールを除く)

該当箇所	令和5年7月 27 日再公募の仕様書	令和5年5月12日公募、令和5年6月16日取下げの仕様書
I.目的	そこで、インターネット上のトラブルに関する相談を幅広く受け付け、誹謗中傷や差別等の人権侵害に関する問題に対して、必要な助言、情報提供等を行うとともに、専門家への相談や関係機関と連携協力等しながら、相談者に安心感を与え、しっかりと寄り添い、継続して支援できる相談窓口を開設する。	け、誹謗中傷や差別等の人権侵害に関する問題に対して、法的・技術 的な助言、情報提供等を行うとともに、専門家への相談や関係機関と
5.委託上限額 (消費税及び地方 消費税を含む)	118,949,000 円及び弁護士相談に係る弁護士報酬(再委託先である 大阪弁護士会からの請求による実績払い。上限額8,580,000円)。 ※委託上限合計額 127,529,000円	135,279,000円(消費税及び地方消費税を含む)
	【内訳】 令和5年度 27,805,000 円及び弁護士相談に係る弁護士報酬(再委 託先である大阪弁護士会からの請求による実績払い。上 限額 1,716,000 円) ※委託上限合計額 29,521,000 円	<ul><li>※内訳 令和5年度 37,271,000円 (消費税及び地方消費税を含む)</li><li>令和6年度 49,004,000円 (消費税及び地方消費税を含む)</li></ul>
	令和6年度 45,572,000 円及び弁護士相談に係る弁護士報酬(再委託先である大阪弁護士会からの請求による実績払い。上限額3,432,000円) ※委託上限合計額 49,004,000円	

令和7年度 45,572,000 円及び弁護士相談に係る弁護士報酬(再委 託先である大阪弁護士会からの請求による実績払い。上 限額 3,432,000 円)

※委託上限合計額 49,004,000 円

8.委託業務の内容及び提案事項 (I)専門相談窓口の開設ア 相談の受理

(ウ) 内容

インターネット上のトラブルに関する相談全般とする。

※誹謗中傷や差別的言動に関する相談について、削除要請等の必要な助言や情報提供を実施するなど相談者に寄り添った対応を実施するとともに、その他の相談について、連携する適切な関係機関へ案内する。

インターネット上のトラブルに関する相談全般とする。

※誹謗中傷や差別的言動に関する相談について、情報の削除要請等法 的・技術的な助言や情報提供を実施するなど相談者に寄り添った対 応を実施するとともに、その他の相談について、連携する適切な関 係機関へ案内する。

イ 相談の対応 (1)関係機関との 連携・協力体制 の構築 (削除)

c 違法有害情報に関する情報やトラブルのあったサイトの情報等 は、当該情報に係る関係機関に対し、適切な通報や情報提供、対応依 頼を行う。

- ウ 実施体制
- (1)人的体制

b 業務アドバイザー等の配置

以下の業務アドバイザー等から、適宜、相談業務従事者がアドバイスを受けられる体制を構築する。なお、業務アドバイザー等は窓口に常駐する必要はない。

・ インターネットやSNSに関するトラブル及び対処方法に関する 知識を有している者

b 業務アドバイザー等の配置

以下の業務アドバイザー等から、適宜、相談業務従事者がアドバイスを受けられる体制を構築する。なお、業務アドバイザー等は窓口に常駐する必要はない。

・ インターネットやSNSに関するトラブル及び対処方法に関する 知識を有している者(後記(2)の弁護士の兼任も可) ・ 権利侵害等に関する知識を有する者

(例:法令に関する知識習得の助言ができる者)

· 苦情対応責任者(例:受注者の役席者等)

#### ウ 実施体制

(ウ)使用資機材等

a 使用資機材

本事業の運営に必要な以下の使用資機材は、受注者が専用に整備する。

- ・ 相談業務従事者が使用するパーソナルコンピューターを少なく とも4台。
- ・ 発注者との連絡調整を含め、同時に4件の通話が可能な固定電話等を整備する。なお、使用する電話は着信番号を少なくとも 20件記録できるものとし、録音機能を備えることとする。

b 使用資機材等の運用費用

本委託の運用に必要な以下の費用は、受注者の負担とする。

・ 固定電話等の回線使用料及びこれらの通信料

#### ウ 実施体制

(カ)業務マニュア ルの作成 必要な助言内容等を記載した相談対応マニュアルのほか

- ・ 権利侵害等法的知識を有する者(後記(2)の弁護士の兼任も可)
- · 苦情対応責任者(例:受注者の役席者等)

#### a 使用資機材

本事業の運営に必要な以下の使用資機材は、受注者が専用に整備する。

- ・ 相談業務従事者が使用するパーソナルコンピューターを少なく とも4台。
- ・ 常時通話可能な固定電話機を少なくとも4台。うち1台は、発 注者との連絡調整用及び専門家との面接相談を利用する相談者 からの緊急連絡用として使用する。なお、電話機は着信番号を 少なくとも20件記録できるものとし、録音機能を備えることと する。

### b 使用資機材等の運用費用

本委託の運用に必要な以下の費用は、受注者の負担とする。

・ 固定電話の回線使用料及びこれらの通信料

法的・技術的助言内容等を記載した相談対応マニュアルのほか

# (2) 専門家へ の相談体制の構 築

償で相談を受けられるようにする。受注者は大阪弁護士会と再委託契 約を締結し、相談を実施する弁護士の紹介を受け、再委託料(弁護士 ┛ることができる体制を構築することとする。 断した場合は、相談を複数回実施する。

なお、人権侵害情報の発信者に対し、法的助言が必要な場合につい ては、法テラス等を案内することとする。

また、心の悩みがある相談者には、業務マニュアルに基づき必要と■相談は行わず、法テラス等を案内することとする。 判断した場合、臨床心理士や精神保健福祉士等の専門家への相談を無 料で複数回実施することができる体制を構築することとする。

相談者が専門家の事務所等へ相談に赴く際には、基本的に相談員が┃の上、(Ⅰ)ア(カ)aの開設時間に限らず実施することも可とする。 案内することとし (相談者の希望があれば同席もする)、相談者及び専 門家と日程調整の上、(1)ア(カ)αの開設時間に限らず実施するこ とも可とする。

業務マニュアルの作成や相談の記録、集計及び報告等、( | ) に記載 した事項に準拠することとする。準拠する内容については発注者と協 議して定めることとする。

## 【提案を求める事項】

|○専門家への相談体制の構築

心のケアを必要とする相談者のため、適切な専門家への相談体制を 提案すること。

# 1 . 契約代金 の支払方法等

- (1) 契約金額には、本仕様書において特に定めのある場合を除き、 本委託の履行に必要となる一切の経費を含むものとする。
- (2) 契約代金は、四半期ごとの分割払いとし、報告書等により履

法的助言を必要としている相談者には、業務マニュアルに基づき無 ↓ より高度な法的助言を必要としている相談者には、業務マニュアル に基づき必要と判断した場合、弁護士への相談を無料で複数回実施す

報酬)を大阪弁護士会に支払うこととする。また、弁護士が必要と判 ■ また、心の悩みがある相談者には、業務マニュアルに基づき必要と 判断した場合、臨床心理士や精神保健福祉士等への相談を無料で複数 回実施することができる体制を構築することとする。

なお、人権侵害情報の発信者への法的助言については、弁護士への

また、相談者が弁護士等専門家の事務所等へ相談に赴く際には、可 能な範囲で相談員が同行することとし、相談者及び専門家と日程調整

業務マニュアルの作成や相談の記録、集計及び報告等、( | ) に記載 した事項に準拠することとする。準拠する内容については発注者と協 議して定めることとする。

## 【提案を求める事項】

○専門家への相談体制の構築

より高度な法的助言や心のケアを必要とする相談者のため、適切な 専門家への相談体制を提案すること。

- (1) 契約金額には、本仕様書において特に定めのある場合を除き、 本委託の履行に必要となる一切の経費を含むものとする。
- (2) 契約代金は、四半期ごとの分割払いとし、報告書等により履

行完了確認後、受注者からの適法な請求書を受領した後、30日 以内に支払うものとする。ただし、協議により発注者が必要と 認めた場合は、支払方法を変更することができる。

- (3) 大阪弁護士会との再委託契約に係る弁護士への報酬については、大阪弁護士会からの請求額を、発注者に請求するものとする。ただし、各年度の請求合計額は、5記載の各年度の弁護士相談に係る弁護士への報酬額の上限額を超えないものとする。
- (4) 大阪弁護士会への再委託については、弁護士への報酬(|件 (30分)につき 5,500円(税込)で、30分に満たない端数がある場合は、30分として計算し、交通費を含む。)の単価契約とし、それ以外の金銭を支出する内容としないこと。

| 2. その他

(14) 受注者は、自ら法律相談を行うことや特定の弁護士を紹介することなど弁護士法第72条に違反するような行為をしてはならない。

行完了確認後、受注者からの適法な請求書を受領した後、30日 以内に支払うものとする。ただし、協議により発注者が必要と 認めた場合は、支払方法を変更することができる。

(該当なし)